

熊本県「交通安全の日」推進要綱

(H19.5.21企画広報部会決定)

1 目的

この要綱は、すべての県民が交通安全に深い関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する習慣を身に付けるとともに、関係機関・団体等と連携し、家庭、学校、職場及び地域において、自ら進んで交通安全活動に参加し、また、無事故を誓い合い、交通安全の意識を共有してもらうために、県下に「交通安全の日」を定め、もって県民の交通事故防止活動の効果的な推進を図ることを目的とする。

2 交通安全の日

- (1) 毎月1日、10日、20日を「交通安全の日」とする。
- (2) 日ごとの重点事項は、次のとおりとする。
 - ア 交通安全の日のうち、1日を「シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日」とする。
 - イ 交通安全の日のうち、10日を「高齢者交通安全の日」とする。
 - ウ 交通安全の日のうち、20日を「二輪車・自転車交通安全の日」とする。

3 主唱

熊本県交通安全推進連盟

4 推進機関・団体

熊本県交通安全推進連盟参加機関・団体

5 推進体制の確立

- (1) 市町村は、関係機関・団体等に対して働きかけを行い、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては自発的な参加を働きかけ、県民総ぐるみで交通安全の日としての推進に努める。
- (2) 各推進機関・団体は、下部機関・傘下団体等に交通安全の日について周知徹底を図り、効果的な実践活動に努める。

6 推進項目及び推進内容

別表のとおり

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

別表

推進項目	推進内容
広報活動の推進	<p>1 各推進機関・団体は、各種の広報媒体を活用して広報活動を行い、県民に対して交通安全の日の周知徹底及び交通安全思想の普及に努める。</p> <p>2 県、市町村広報誌及び各推進機関・団体が発行する機関誌等に交通安全の日について掲載し、啓発活動を行う。</p>
街頭指導の推進	<p>1 各推進機関・団体が連携を密にし、交通指導員、地域交通安全活動推進委員、地域住民等の協力を得て街頭活動を行う。</p> <p>2 保育所、幼稚園及び小・中・高等学校関係者は、PTA、交通安全母の会等の協力を得て、通学路等における安全指導を行う。</p> <p>3 自転車利用者に対しては、交差点での一時停止と安全確認や正しい右左折方法等について注意指導を行う。</p> <p>4 運転者に対しては、スピードの出し過ぎや無理な追い越し、割り込み等をしないように、また横断歩道等では歩行者を優先させるよう注意指導を行う。</p>
交通安全教育の推進	<p>1 保育所、幼稚園及び小・中・高等学校においては、園児や児童・生徒に対し、交通安全教育を推進する。</p> <p>2 官庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、各種会合等の機会を利用し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践及び無事故を呼びかける。</p> <p>3 自治会や交通安全母の会、老人クラブ等の地域組織の会合を利用し、講習会、映写会等を開催して地域住民への交通安全教育を推進する。</p> <p>4 事業主、安全運転管理者、運行管理者等は、研修会や講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を行い、所属職員に対する交通安全教育を推進する。</p>
安全運転による歩行者保護の推進	<p>1 子どもや高齢者が関係する歩行者事故の実態や心身の特性を理解し、高齢者や子どもに対する保護の徹底を図る。</p> <p>2 学校、住宅地域、商店街、老人福祉施設等の周辺では歩行者や自転車の動静に注意し、安全速度を励行する。</p> <p>3 左折時の巻き込み事故防止と横断歩行者の保護徹底を図る。</p> <p>4 無謀運転、歩行者の通行妨害等の悪質危険な運転行為を禁止する。</p>